

第2回自立支援医療制度運営調査検討会

日時:平成 17年10月5日(水)17:30~19:00

場所:厚生労働省5階 専用第12会議室

議 事 次 第

1. 開会
2. 挨拶
3. 議事
 - (1) 精神通院医療における「重度かつ継続」の範囲について
 - (2) その他
4. 閉会

資料一覧

資料1:第1回自立支援医療制度運営調査検討会の概要

資料1(参考):第1回自立支援医療制度運営調査検討会
(平成17年6月22日) 議事録

資料2:団体提供データ(日精協・日精診)

資料3:平成17年度厚生労働科学特別研究

「自立支援医療の給付のあり方に関する研究」について

第1回自立支援医療制度運営調査検討会の概要

資料1

1. 本検討会における検討事項の確認

- ・「重度かつ継続」の考え方について
 - ・再認定に係る考え方について
 - ・その他の検討事項について(適正化、質の確保、対象者の明確化 等)
- 当面の検討事項として「重度かつ継続」について検討を行う

2. 「重度かつ継続」の考え方について

自立支援医療の対象者のうち、医療上の必要性から**相当額の医療費が継続的に発生する者**について、一定の負担能力がある場合も月の負担額に上限を設ける。

当面の範囲として

- ・疾病にかかわらず、医療保険の多数該当の者
- ・疾病から対象となる者
 - 精神 : 統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
 - 更生・育成: 腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害

今後

精神通院医療: 日精協¹⁾、日精診²⁾より提供を受けたデータに基づき検討
更生・育成 : 平成17年度厚生労働科学特別研究³⁾よりデータ収集に着手


今回はこの部分に関して検討

1) 日本精神科病院協会

2) 日本精神神経科診療所協会

3) 「自立支援医療の給付のあり方に関する研究」主任研究者: 竹島 正(国立精神・神経センター精神保健計画部長)

自立支援医療の対象者、自己負担の概要

1. 対象者：従来の更生医療、育成医療、精神通院公費の対象者であって一定所得未満の者(対象疾病は従来の対象疾病の範囲どおり)
2. 給付水準：**自己負担については1割負担**( 部分)。

ただし、所得水準に応じて負担の上限額を設定。また、入院時の食費(標準負担額)については自己負担。

| ← 一定所得以下 | | ← 中間的な所得 | | | ← 一定所得以上 |
|----------|-----------------|-----------------|--|--------------|-----------------------------------|
| ← 生活保護世帯 | 市町村民税 非課税世帯Ⅰ | 市町村民税 非課税世帯Ⅱ | ← 所得税非課税 | ← 所得税額30万円未満 | (所得税額30万円以上) |
| 0円 | 負担上限額 2,500円 | 負担上限額 5,000円 | 負担上限額 医療保険の自己負担限度額 | | 公費負担の対象外 (医療保険の負担割合 ・負担限度額) |
| | | | 重 度 かつ 継 続(※) 負担上限額 5,000円 負担上限額 10,000円 | | 負担上限額 20,000円 (経過措置) |

- ※ ① 当面の重度かつ継続の範囲
- ・ 疾病、症状等から対象となる者
 - 精神・・・統合失調症、躁うつ病(狭義)、難治性てんかん
 - 更生・育成・・・腎臓機能・小腸機能・免疫機能障害
 - ・ 疾病等に関わらず、高額な費用負担が継続することから対象となる者
 - 精神・更生・育成・・・医療保険の多数該当の者
- ② 重度かつ継続の対象については、実証的な研究成果を踏まえ、順次見直し、対象の明確化を図る。